

令和 5 年 6 月 5 日

第 2 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第41号	令和5年度大垣市一般会計補正予算(第2号)
議第42号	大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
議第43号	大垣市税条例の一部改正について
議第44号	大垣市都市公園条例の一部改正について
議第45号	請負契約の締結について
議第46号	市道路線の認定について
議第47号	市道路線の廃止について
報第 7号	専決処分の報告について
報第 8号	繰越計算書の報告について
報第 9号	繰越計算書の報告について
報第10号	繰越計算書の報告について

議第41号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,171,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月5日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		8,263,140	447,500	8,710,640
	2. 国 庫 補 助 金	1,830,427	447,500	2,277,927
16. 県 支 出 金		4,180,896	117,400	4,298,296
	2. 県 補 助 金	1,156,564	117,400	1,273,964
20. 繰 越 金		900,000	2,500	902,500
	1. 繰 越 金	900,000	2,500	902,500
21. 諸 収 入		2,851,129	1,100	2,852,229
	6. 雑 入	1,283,490	1,100	1,284,590
22. 市 債		3,550,200	1,500	3,551,700
	1. 市 債	3,550,200	1,500	3,551,700
歳 入 合 計		62,601,000	570,000	63,171,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		24,057,370	471,400	24,528,770
	1. 社 会 福 祉 費	5,575,810	27,000	5,602,810
	2. 老 人 福 祉 費	2,626,200	62,000	2,688,200
	3. 児 童 福 祉 費	10,505,880	377,400	10,883,280
	4. 生 活 保 護 費	1,420,650	5,000	1,425,650
4. 衛 生 費		5,366,520	60,000	5,426,520
	1. 保 健 衛 生 費	2,678,650	60,000	2,738,650
6. 農 林 水 産 業 費		940,280	2,600	942,880
	1. 農 業 費	227,150	1,100	228,250
	4. 土 地 改 良 費	533,940	1,500	535,440
10. 教 育 費		6,664,030	36,000	6,700,030
	6. 保 健 体 育 費	1,721,290	36,000	1,757,290
歳 出 合 計		62,601,000	570,000	63,171,000

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地改良事業	73,400	74,900
計	3,550,200	3,551,700

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	544,750	445,000	989,750	1. 総務管理費	445,000	累 計 944,182 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業費 27,000 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業費 62,000 民間保育所等物価高騰対策支援事業費 4,000 子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業費 256,000 医療機関等物価高騰対策支援事業費 60,000 学校給食物価高騰対策負担軽減事業費 36,000
2. 民生費国庫補助金	288,730	2,500	291,230	3. 生活保護費	2,500	累 計 16,310 生活保護適正実施推進事業費 $5,000 \times 1/2$
計	1,830,427	447,500	2,277,927			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費県補助金	777,216	117,400	894,616	4. 児童福祉費	117,400	累 計 246,009 第2子以降出産祝金支給事業費 66,000 $66,000 \times 10/10$ 高等学校就学準備等支援金支給事業費 51,400 $51,400 \times 10/10$
計	1,156,564	117,400	1,273,964			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	900,000	2,500	902,500	1. 繰 越 金	2,500	
計	900,000	2,500	902,500			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	1,253,203	1,100	1,254,303	5. 農林水産業 雑入	1,100	累計 産地競争力強化事業補助金返還金 外 14,082
計	1,283,490	1,100	1,284,590			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業 債	110,800	1,500	112,300	2. 土地改良債	1,500	累計 土地改良事業債 74,900
計	3,550,200	1,500	3,551,700			

2 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 障害者福祉費	3,531,500	27,000	3,558,500	国県支出金 27,000 地方債 - その他 -	-	1. 報 酬	480	累 計 9,315 会計年度任用職員報酬
						4. 共 済 費	100	累 計 17,810 職員共済組合負担金 30 社会保険料 50 雇用保険事業主負担 20
						8. 旅 費	40	累 計 263 費用弁償
						10. 需 用 費	130	累 計 1,971 消耗品費 100 印刷製本費 30
						11. 役 務 費	150	累 計 6,367 通信運搬費
						13. 使用料及び賃借料	100	累 計 5,553 機械器具借上料
						18. 負担金補助及び交付金	26,000	累 計 27,391 障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金
計	5,575,810	27,000	5,602,810	国県支出金 27,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 老人福祉推進費	518,100	62,000	580,100	国県支出金 62,000 地方債 - その他 -	-	1. 報 酬	480	累 計 5,366 会計年度任用職員報酬
						4. 共 済 費	100	累 計 14,090

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
								職員共済組合負担金 30 社会保険料 50 雇用保険事業主負担 20
						8. 旅費	40	累計費用弁償 384
						10. 需用費	130	累計消耗品費 5,482 印刷製本費 100 30
						11. 役務費	150	累計通信運搬費 847
						13. 使用料及び賃借料	100	累計機械器具借上料 2,272
						18. 負担金補助及び交付金	61,000	累計介護サービス事業所等物価高騰対策支援金 136,488
計	2,626,200	62,000	2,688,200	国県支出金 62,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 子育て支援費	113,500	117,400	230,900	国県支出金 117,400 地方債 - その他 -	-	1. 報酬	300	累計会計年度任用職員報酬 5,974
						3. 職員手当等	600	累計時間外勤務手当 21,400
						8. 旅費	20	累計費用弁償 384
						10. 需用費	270	累計消耗品費 2,458 70

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								印刷製本費 200
						11. 役 務 費	1,310	累 計 1,594 通信運搬費 750 手数料 560
						12. 委 託 料	1,900	累 計 19,095 高等学校就学準備 等支援金システム 開発委託料
						18. 負担金補助及び交付金	113,000	累 計 123,748 第2子以降出産祝 金 65,000 高等学校就学準備 等支援金 48,000
8. 保育施設費	81,160	4,000	85,160	国県支出金 4,000 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	4,000	累 計 14,260 民間保育所等物価 高騰対策支援金
12. 子育て世帯 物価高騰対 策応援金支 給事業費	-	256,000	256,000	国県支出金 256,000 地方債 - その他 -	-	1. 報 酬	500	会計年度任用職員 報酬
						3. 職員手当 等	200	時間外勤務手当
						8. 旅 費	20	費用弁償
						10. 需 用 費	290	消耗品費 90 印刷製本費 200
						11. 役 務 費	4,890	通信運搬費 1,700 手数料 3,190
						12. 委 託 料	100	名簿作成等電算処 理委託料
						18. 負担金補助及び交付金	250,000	子育て世帯物価高 騰対策応援金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
計	10,505,880	377,400	10,883,280	国県支出金 377,400 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 生活支援総務費	348,250	5,000	353,250	国県支出金 2,500 地方債 - その他 -	2,500	12. 委託料	5,000	累 計 209,605 生活保護システム 改修委託料
計	1,420,650	5,000	1,425,650	国県支出金 2,500 地方債 - その他 -	2,500			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 保健衛生総務費	104,140	60,000	164,140	国県支出金 60,000 地方債 - その他 -	-	1. 報酬	480	累 計 3,692 会計年度任用職員 報酬
						4. 共 済 費	100	累 計 9,860 職員共済組合負担 金 30 社会保険料 50 雇用保険事業主負 担 20
						8. 旅 費	40	累 計 202 費用弁償
						10. 需用費	130	累 計 983

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								消耗品費 100 印刷製本費 30
						11. 役 務 費	150	累 計 340 通信運搬費
						13. 使用料及 び賃借料	100	累 計 479 機械器具借上料
						18. 負担金補 助及び交 付金	59,000	累 計 88,496 医療機関等物価高 騰対策支援金
計	2,678,650	60,000	2,738,650	国県支出金 60,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 農 業 費	146,540	1,100	147,640	国県支出金 - 地方債 - その他 1,100	-	22. 償還金利 子及び割 引料	1,100	県返還金
計	227,150	1,100	228,250	国県支出金 - 地方債 - その他 1,100	-			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 土地改良施設整備費	394,580	1,500	396,080	国県支出金 - 地方債 1,500 その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	1,500	累 計 110,700 県営ため池防災対策事業負担金
計	533,940	1,500	535,440	国県支出金 - 地方債 1,500 その他 -	-			

(款) 10. 教育費
(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6. 学校給食費	984,520	36,000	1,020,520	国県支出金 36,000 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	36,000	累 計 36,133 学校給食物価高騰対策負担軽減事業補助金
計	1,721,290	36,000	1,757,290	国県支出金 36,000 地方債 - その他 -	-			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補 正 後	2,417 ^人	1,212,590 ^{千円}	4,647,880 ^{千円}	2,879,190 ^{千円}	8,739,660 ^{千円}	1,741,390 ^{千円}	10,481,050 ^{千円}
補 正 前	2,410	1,210,350	4,647,880	2,878,390	8,736,620	1,741,090	10,477,710
比 較	7	2,240	0	800	3,040	300	3,340

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補 正 後	118,990 ^{千円}	137,480 ^{千円}	57,000 ^{千円}	78,170 ^{千円}	49,860 ^{千円}	470,700 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	118,990	137,480	57,000	78,170	49,860	469,900	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	800	0
	区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職手当			
	補 正 後	770 ^{千円}	57,010 ^{千円}	1,839,410 ^{千円}	63,400 ^{千円}			
	補 正 前	770	57,010	1,839,410	63,400			
	比 較	0	0	0	0			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	3,030,300	3,031,800	39,334,758	39,336,258
(9) 一 般 単 独	1,874,200	1,875,700	13,937,884	13,939,384
合 計	3,550,200	3,551,700	62,256,059	62,257,559

議第42号

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により条例等に基づく手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程その他の規程を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法律、法律に基づく命令及び条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して

行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の歳入の納付方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料、使用料その他の歳入の

納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等することが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある

場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

大垣市税条例の一部改正について

大垣市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条の10第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「及び」を「、及び」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の2第1項中「同日」を「、同日」に、「によって」を「により」に、「におい

ては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「においては」を「には」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の6第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の9において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の10第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第66条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第18条の2第4項及び附則第20条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第66条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)附則第20条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第26条の10第2項、第29条の2(見出しを含む。)、第31条(見出しを含

む。)、第32条の2、第32条の5、第32条の6及び第32条の10の改正規定並びに附則第18条の2第4項及び附則第20条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第3条第1項(新条例附則第20条第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大垣市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第66条第1号エ及び附則第20条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第18条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第44号

大垣市都市公園条例の一部改正について

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市都市公園条例の一部を改正する条例

大垣市都市公園条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

長沢公園	大垣市長沢町地内
------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第45号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (補)江東小学校屋内運動場改築(建築主体)工事 |
| 2 契約金額 | 6億7,958万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
代表取締役社長 木村 志朗 |

議第46号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

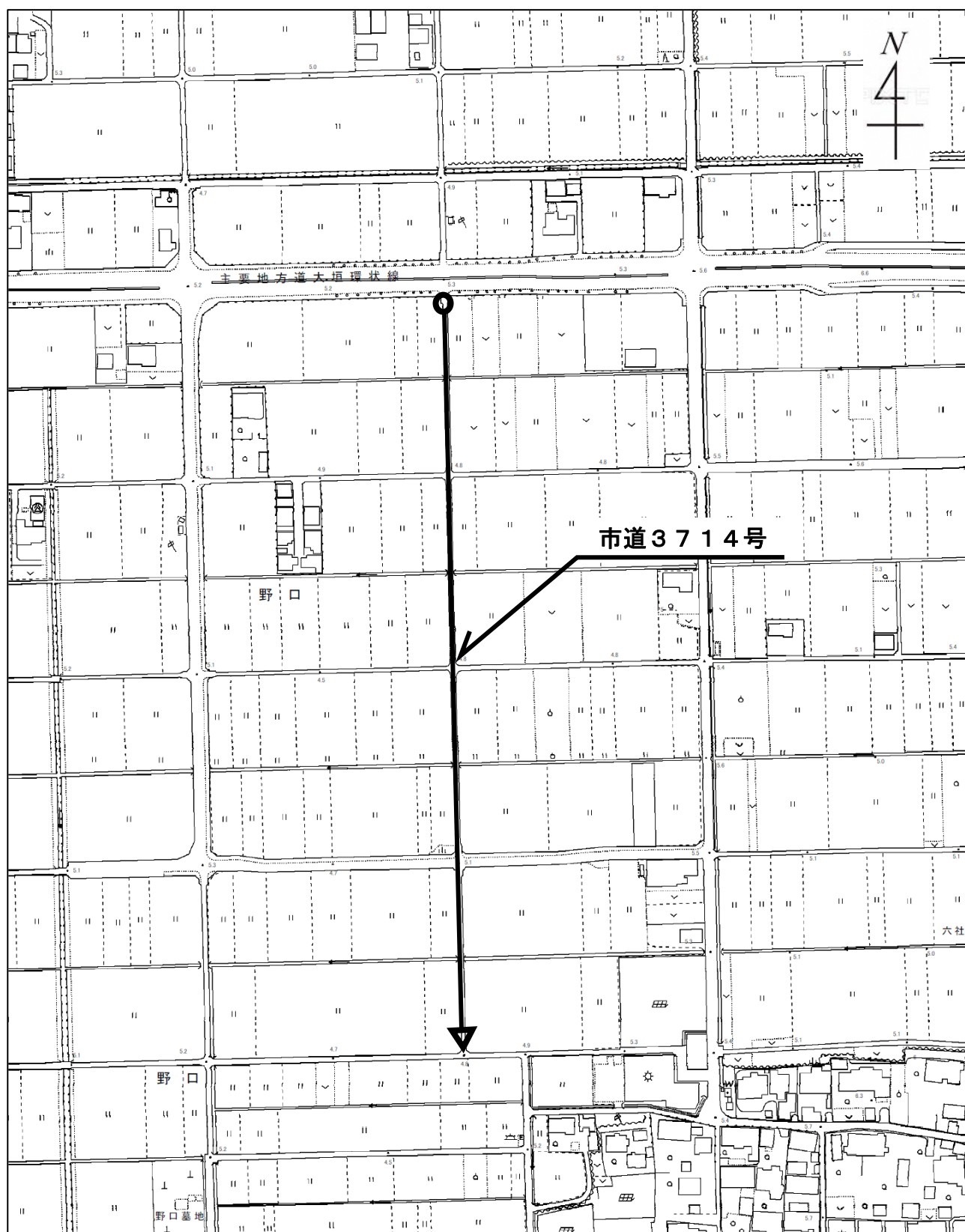
市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
2785	和合新17号線	大垣市和合新町1丁目47番8	地先から		
		大垣市和合新町1丁目47番4	地先まで		
3714	綾野野口5号線	大垣市綾野6丁目185番1	地先から		
		大垣市野口1丁目273番	地先まで		
6475	多芸島上笠1号線	大垣市多芸島2丁目35番1	地先から		
		大垣市上笠1丁目55番1	地先まで		
6476	外渚35号線	大垣市外渚1丁目158番1	地先から		
		大垣市外渚1丁目159番6	地先まで		

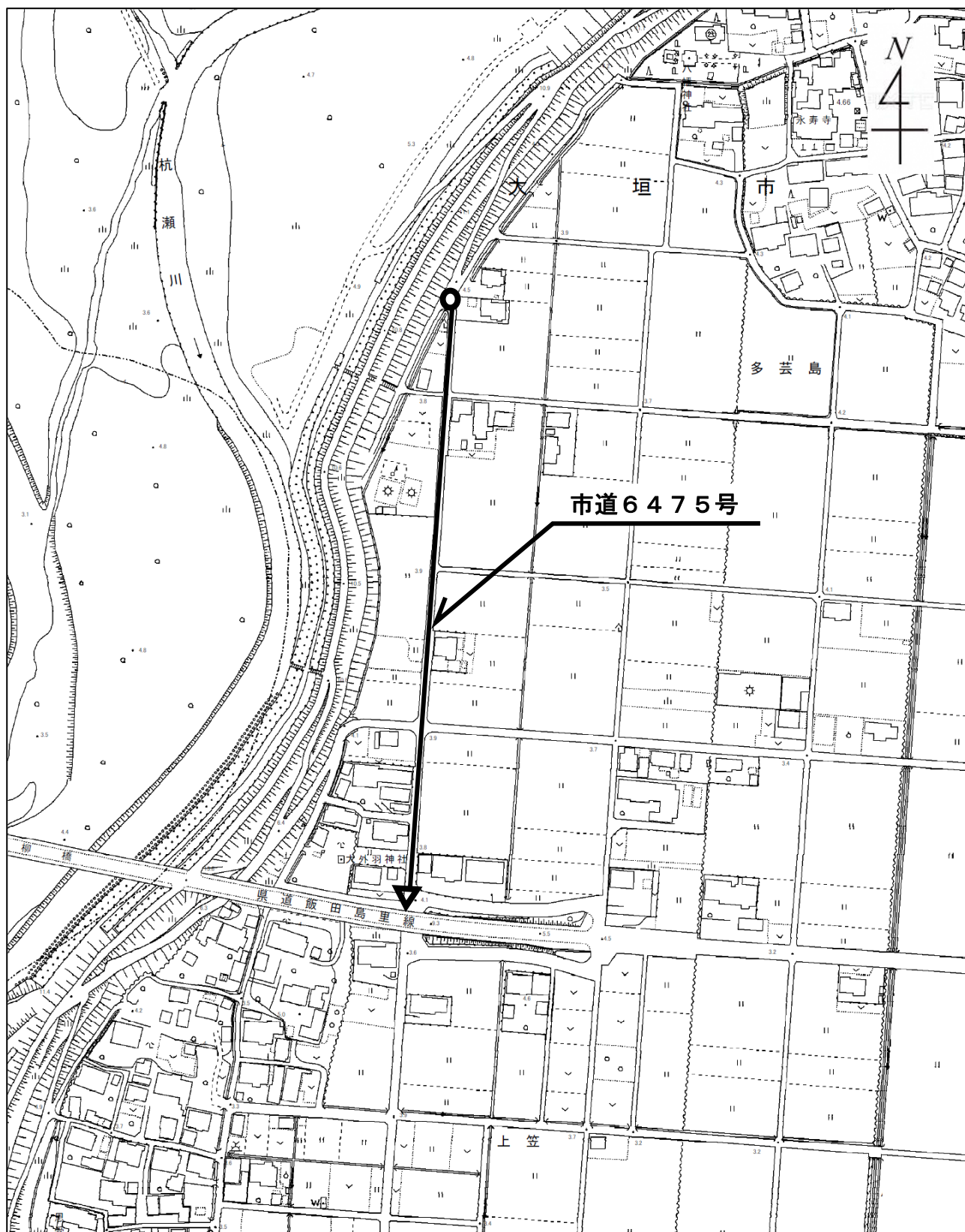
大垣市道路線認定位置図



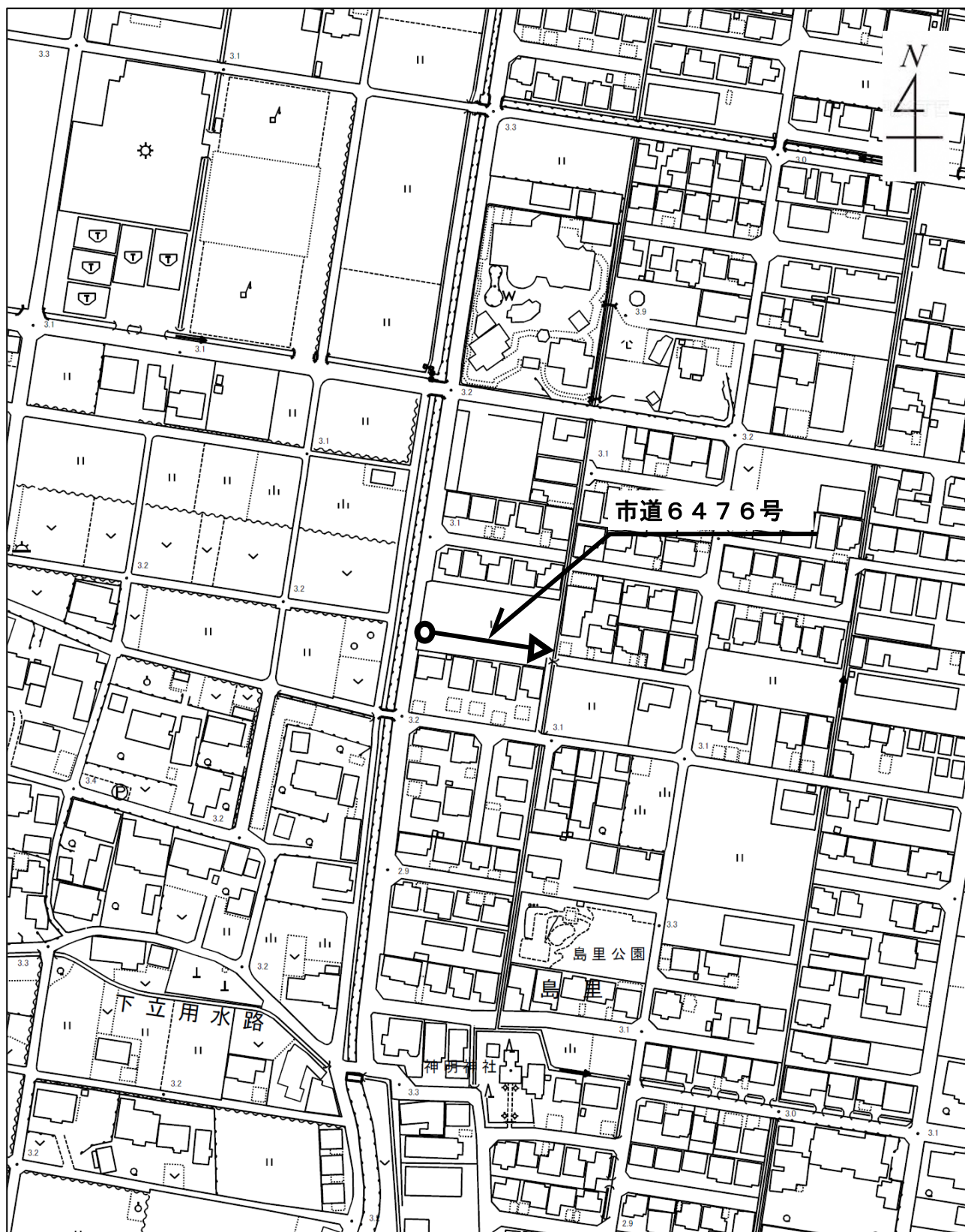
大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第47号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

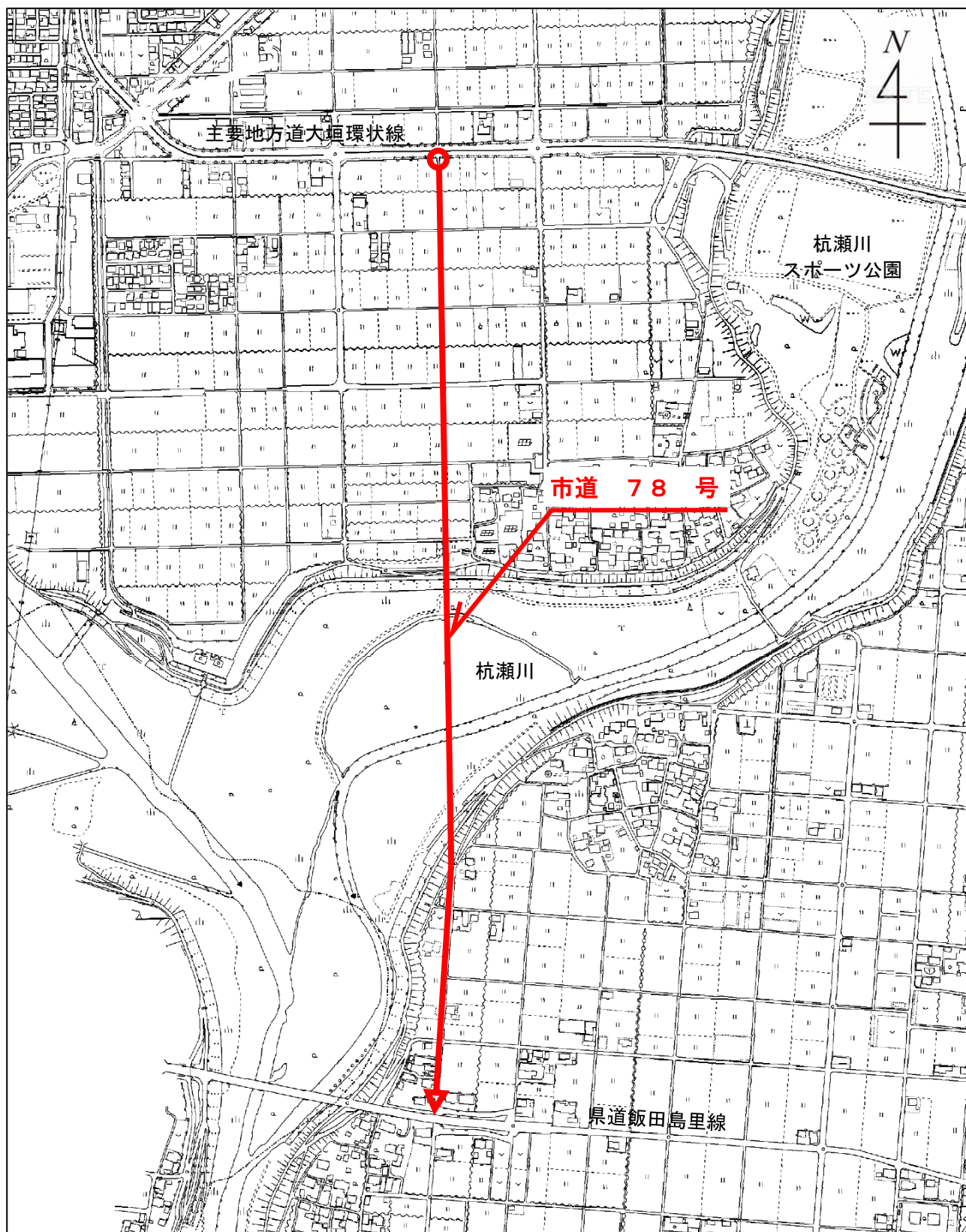
令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

市道路線廃止調書

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
		終 点		
78	綾野上笠1号線	大垣市綾野6丁目185番		
		大垣市上笠1丁目57番		

大垣市道路線廃止位置図



報第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和5年6月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第3号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月23日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 1万1,790円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和5年2月2日午後1時頃、大垣市三塚町941番1地先において、相手方が運転する自動車が左折をする際に、集水桝に車底部が接触し、損害を与えた。 |

報第8号

繰越計算書の報告について

令和4年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

大垣市長 石 田 仁

令和4年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3. 民生費	3. 児童福祉費	民間保育所等 通園バス安全 装置導入支援 事業補助金	2,750	2,750	-	国県支出金 2,750 地方債 -	-
8. 土木費	3. 河川水路費	主要幹線排水 路改良事業	2,400	2,400	-	国県支出金 - 地方債 2,400	-
10. 教育費	2. 小学校費	小学校新型コ ロナウイルス 感染症予防事 業	5,600	5,600	-	国県支出金 2,777 地方債 -	2,823
		小学校グラウ ンド改修事業	105,000	105,000	-	国県支出金 19,661 地方債 81,500	3,839
		小学校屋内運 動場改築事業	233,000	233,000	-	国県支出金 37,950 地方債 181,300	13,750
	3. 中学校費	中学校新型コ ロナウイルス 感染症予防事 業	3,000	3,000	-	国県支出金 1,428 地方債 -	1,572
		中学校外壁改 修事業	165,300	165,300	-	国県支出金 55,619 地方債 109,500	181
		中学校グラウ ンド改修事業	274,000	274,000	-	国県支出金 40,400 地方債 221,200	12,400
		上石津義務教 育学校整備事 業	236,000	236,000	1,000	国県支出金 82,726 地方債 105,800	46,474

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳		
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一 般 財 源
合 計			1, 027, 050	1, 027, 050	1, 000	国 県 支 出 金 243, 311 地 方 債 701, 700	81, 039

報第9号

繰越計算書の報告について

令和4年度大垣市水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

大垣市長 石 田 仁

令和4年度大垣市水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な資産の 購入限度 額
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	配水管布 設替事業	21,722	4,822	16,900	損益勘定留保資金 16,900	-	-

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な資産の 購入限度 額
1. 水道事 業費用	1. 営業費 用	配水管布 設替事業	3,271	771	2,500	水道事業収益 2,500	-	-

報第10号

繰越計算書の報告について

令和4年度大垣市公共下水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

大垣市長 石 田 仁

令和4年度大垣市公共下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	汚水施設 整備事業 (管渠改 築)	53,000	-	53,000	企業債 23,900 繰越工事資金 29,100	-	-
		汚水施設 整備事業 (ポンプ 場改築)	19,900	-	19,900	企業債 8,900 繰越工事資金 11,000	-	-
		終末処理 施設整備 事業	45,000	-	45,000	企業債 18,000 繰越工事資金 27,000	-	-
合 計			117,900	-	117,900	企業債 50,800 繰越工事資金 67,100	-	-